

「米トレーサビリティ法」をご存じですか？

食品事故や産地偽装など問題がある米穀が流通した際に、速やかに流通ルートを特定し、販売中止や回収等を行うために、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。（平成二十二年十月～）

また、消費者等利用者サービスの向上を目指し、産地情報の伝達が義務付けられています。（平成二十三年七月～）

生産者、流通業、米加工品製造、小売販売業、外食業等の各事業者で、米穀や米飯・米加工食品等を販売・提供する事業者は、この法律に該当します。

1 取引記録の作成保存方法

米穀商品の仕入・出荷の際には、①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先、⑥搬出入した場所を記録した帳簿か伝票類を3年間保存すること。

2 産地情報の伝達方法

米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類（納品書、請求書、領収書等）に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋か商品等で産地情報を伝達します。外食店、仕出し、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において「〇〇産米使用」の産地伝達を貼り紙かメニュー等でお客様（消費者）にお知らせするか、宅配・出前等では伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達をする方法もあります。

詳細については、農林水産省HPの「米トレーサビリティ法」をご覧ください、北海道農政事務所消費・安全全部業務課（☎ 011-863-6031）にお問い合わせ下さい。

第5回

「相続分とはなんですか？」

相続分とは、相続人が2人以上いる場合、誰がどのくらいの割合の相続する権利を有しているかを指します。

法律で定められた相続分は、相続人の立場と組み合わせにより、次のとおりとなっています。

①被相続人（今回お亡くなりになった方）の配偶者（妻又は夫）

子どもがいる場合／2分の1

子どもがなく、被相続人の父母がいる場合／3分の2

子ども、被相続人の父母がなく、被相続人の兄弟姉妹がいる場合／4分の3

②被相続人の子ども

被相続人の配偶者がいる場合／2分の1を子どもの人数で均等に分割

被相続人の配偶者がいない場合／全体を子どもの人数で均等に分割

③被相続人の兄弟姉妹

被相続人の子ども又は父母がいる場合／なし

被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者がいる場合／4分の1を兄弟姉妹の人数で均等に分割

被相続人の子どもと父母がなく、被相続人の配偶者もいない場合／全体を兄弟姉妹の人数で均等に分割

このほか、父母が相続する場合、孫が相続する場合などがありますが、上記の例にあてはまらない場合は、司法書士会開催の相談などにお問い合わせください。

○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>
札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>



ペットはマナーを守って飼いましょう！

